

福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に関する
議案の提案に対する意見の申出について（報告）

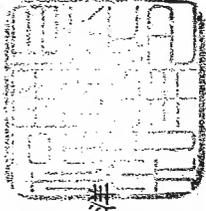
令和元年12月定例県議会に提案される標記議案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理し、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和元年11月25日
教 育 長

1 教総第1031号

令和元年11月7日

福岡県教育委員会 殿



福岡県知事 小川 洋

議案の提出に係る意見の聴取について (依頼)

令和元年12月定例県議会に、福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に係る議案を別紙のとおり提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴教育委員会の意見を求めます。

第一七七七号議案

福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に

ついて

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年十二月二日提出

福岡県知事 小川 洋

施設名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立社会教	福岡市博多	福岡総合センター管理	令和二年四月一
育総合センター	区博多駅前	事業協同組合	三月三十一日
福岡県立英彦山	一丁目四番		三月三十一日
青年の家	一丁目四番		三月三十一日
福岡県立社会教			
育総合センター			
少年自然の家			
福岡県立少年自			
然の家「玄海の			
家			

理由

福岡県立社会教育総合センターの使用料の一部を改正する条例（平成三十一年福岡県

あつちのあつち。
六十七号（第二百五十四條の二第二項の規定により、昭和三十九年福岡県の改正後による第五号）の議決を求め、指定管理者指定するに当り、地方自治法（昭和三十九年五月二十五号）の第二十五條の二第一項、及び第三十條の二第一項及び第三十三條の第三項の規定に基づき、
第五号（昭和三十九年福岡県の改正後による第五号）の設置及び管理に関する

1教総第1048号
令和元年11月7日

福岡県知事 殿



福岡県教育委員会

福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に関する
議案の提案に対する意見の申出について (回答)

(対11月7日1教総第1031号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。